

一部営業店の臨時休業（窓口営業時間変更）に関する公告

株式会社秋田銀行は、政府による「緊急事態宣言」の発令を踏まえ、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、下記のとおり、一部営業店を臨時休業（窓口営業時間変更）いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1 臨時休業する営業店

営業店の名称	営業店の所在地
札幌支店	北海道札幌市中央区大通西四丁目6番地1
宮の沢支店	北海道札幌市西区発寒6条11丁目1-1新道北口ビル1階
旭川支店	北海道旭川市四条通九丁目1704番地12朝日生命旭川ビル9階
仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
仙台南支店	宮城県仙台市太白区長町八丁目22番1号
仙台泉中央支店	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目23番地の5

2 窓口営業時間変更日（開始日）

2020年4月22日（水）

3 変更内容

	変更前	変更後
窓口 営業時間	平日 9:00～15:00	平日 9:00～12:00 13:00～15:00 (休業時間12:00～13:00)

4 その他

- (1) 店内に設置しておりますATMにつきましては、営業時間の変更はございません。
- (2) 通常営業再開時には、あらためてお知らせいたします。

以上

2020年4月21日

秋田県秋田市山王三丁目2番1号

株式会社秋田銀行

取締役頭取 新谷 明弘